

一般社団法人日本フォレンジック看護学会表彰委員会規程

(名称)

第1条

本会は、一般社団法人日本フォレンジック看護学会表彰委員会（以下「表彰委員会」という）とする。

(目的)

第2条

本会は、一般社団法人日本フォレンジック看護学会定款第4条による事業として、フォレンジック看護の発展と向上に寄与する業績のあった本法人の正会員等を選考し、表彰を行うことで、フォレンジック看護に関わる活動（研究、教育、実践、政策提言等）を推進させることを目的とする。

(委員の構成)

第3条

本会は、理事会で選出された担当理事及び次の委員をもって組織する。

- 1) 理事 2名以上（担当理事を含む）
- 2) 正会員 1名以上
- 2 委員長は、本会において、理事または正会員の中から選出する。
- 3 本会は原則として3名で構成するが、活動状況に応じて変更することができる。欠員が生じたときは、新たな委員を補充することができる。
- 4 委員長は副委員長1名を指名することができる。
- 5 本会には、理事会の決議によりワーキンググループを置くことができる。
- 6 委員の任期は、理事の任期と同じく2年とする。但し、再任は妨げない。
- 7 委員長に事故があるときは、副委員長、あるいはあらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代行する。

(委員会の招集及び議長、議事録)

第4条

委員会は委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数以上の出席をもって成立する。
- 3 緊急性の高い議題の場合には、委員長は委員全員にメール審議を求めることができる。その場合、原則として過半数の合意をもって議決するものとする。
- 4 委員長は委員の3分の1以上の要求があったときは、委員会を招集しなければならない。
- 5 委員会の議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録する。

(活動事項)

第5条

本会は、第2条の目的を達成するために、次にあげる活動を行う。

- 1) 表彰者の選定会議を開催する
- 2) 表彰候補者を理事会に推薦し、承認後表彰する
- 3) 活動に係る活動計画書、予算書の作成及び活動報告と決算報告
- 4) 理事会から付託された事項

(表彰の種類)

第6条

本規程による表彰の種類は次のとおりとする。

- 1) 向日葵賞
- 2) 学術最優秀論文賞
- 3) アドボカシー賞
- 4) 学術集会に係る賞

(表彰候補者の選定方法)

第7条

理事長の諮問に応じ、本会は表彰を受ける者の選考に関わる選定会議を開き、表彰候補者を理事会に推薦する。選考の決定は理事会において行う。

前条4)に関する賞の運営は、各年度学術集会大会長及び実行委員に委ねる。

- 2 選考の審査基準は、別途定める。

(表彰の方法)

第8条

表彰の方法は、別途定める。

(秘密保持)

第9条

委員は、委員会を通じて知り得た情報の秘密を保持しなければならない。

- 2 委員及び関係者は、委員会を通じて知り得た情報を利用し、又は他人に漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

(規程の改正)

第10条

本規程の改正は、委員会の議を経て、理事会の承認を受ける。

(雑則)

第11条

この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、申し合わせ事項や内規として、本会が別途定めることができる。

附 則

本規程は、2022年5月31日から施行する。